

遺言公正証書

本職は、遺言者鈴木太郎の嘱託により、証人北川和夫、同南田信次の立会いのうえ、左の遺言の趣旨の口授を筆記しこの証書を作成する。

- 遺言者は、長男鈴木一郎に〇〇銀行〇〇支店の遺言者名義定期預金全部を相続させる。
- 遺言者は、妻鈴木智子に一を除く残余の遺産の全部を相続させる。
- この遺言の執行者として、次の者を指定する。遺言執行者は、この遺言を執行するため、預金の解約、払い戻し、名義書換請求権限およびその他この遺言執行をする権限を有する。

住所 大阪府阪南市舞四丁目五番四〇号
職業 行政書士 中村 武

本旨外要件

大阪府堺市北区〇〇一丁目二番三号

無職

遺言者 鈴木太郎

昭和〇年五月八日

右は本職氏名を知らず面識がないので、法定の印鑑証明書をもって、その人ではないことを証明させた。

大阪府堺市中央区〇〇三丁目二番一号

会社役員

証人 北川和夫

昭和〇年九月一日

大阪府堺市南区〇〇二丁目三番一号

無職

証人 南田信次

昭和〇年二月五日

右遺言者および証人に読み聞かせたところ各自筆記の正確なことを承認し、左にそれぞれ署名押印する。

鈴木太郎 印

北川和夫 印

南田信次 印

この証書は、民法第九六九条第一号ないし第四号の方式に従って作成し、同条第五号に基づき本職が左に署名押印する。

平成〇年〇月〇日

本職役場において

大阪府〇〇市〇〇四丁目五番六号

大阪法務局所属

公証人 △ △ △ △

印